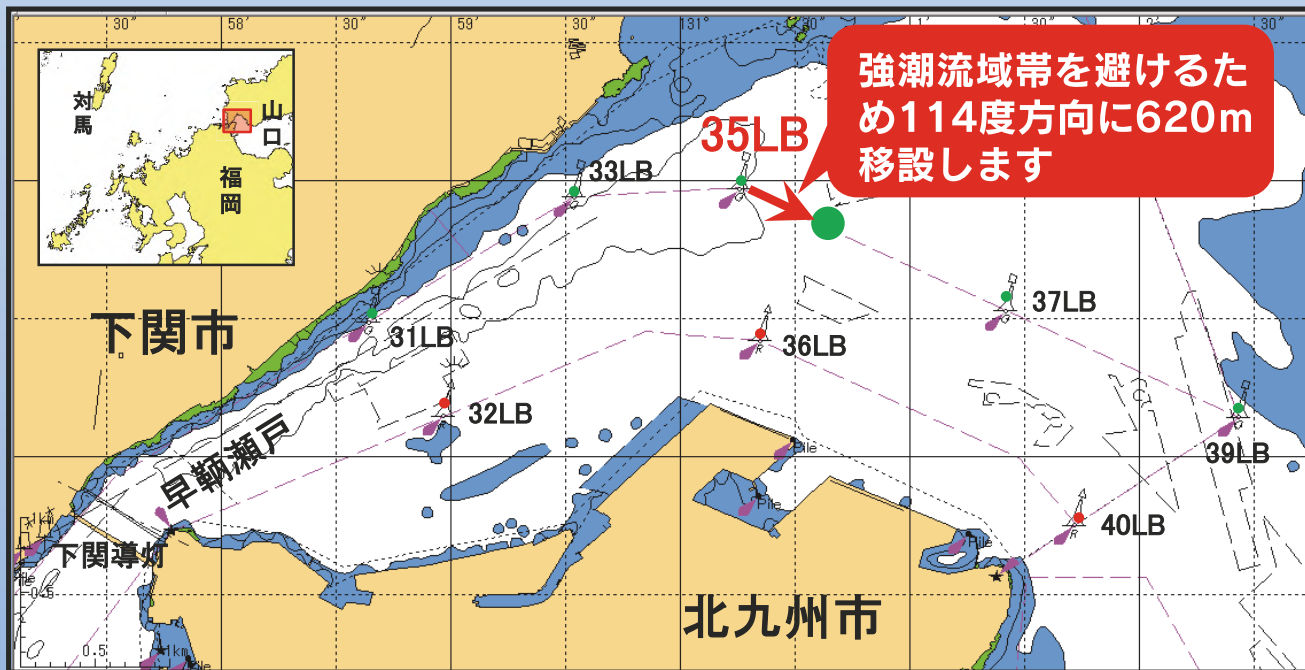


# 関門航路第35号灯浮標を移設



## 【留意事項】

◆ 灯浮標は移設しますが、航路法線は変更ありません。

◆ 35号灯浮標を変針目標としていた船舶は特に注意願います。  
(航路内右側航行の励行！)

## 1. 移設予定日

平成27年10月下旬

## 2. 移設位置

北緯 33度58分50秒  
東経131度00分37秒

## 3. 旧設置位置

北緯 33度58分58秒  
東経131度00分15秒

関門航路第35号灯浮標は、東流れの強潮流域帯に設置されているため、船舶が圧流され、灯浮標に接触する事故が多発しています。灯浮標の消灯、流出防止のために、今回の位置に移設させます。

移設完了後、旧設置位置には標識はありませんのでご注意願います。

## 関門航路第35号灯浮標の標識番号夜間常時点灯開始！

現状



変更

変更



## 1. 番号発光点灯予定日

平成27年10月下旬

## 2. 点灯内容

「35」を夜間常時点灯(緑色)



第七管区海上保安本部交通部